

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 静岡国民年金 事案 1651

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料納付などは、全て他界した父親が行っていた。申立期間当時、保険料は町内会を通して集金しており、全て徴収しないと納付できない仕組みになっていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ 3 か月と短期間である上、申立人と同様、申立人の父親が保険料を納付していたとする申立人の母親についても、国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、厚生年金保険の被保険者となるまでの国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人の父親の納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録上、申立人の昭和 45 年度の国民年金保険料は、昭和 45 年 4 月から同年 12 月までが納付済み、申立期間である 46 年 1 月から同年 3 月までは未納とされており、45 年度について一部未納となっているところ、59 年頃行われた事務処理のオンライン化時の取扱いでは、それまでの年度において保険料が一部未納となっている記録がある被保険者の被保険者台帳については特殊台帳としてマイクロフィルムに転写し、社会保険事務所（当時）で保管することとされていたが、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）は保管されておらず、申立人の年金記録は必ずしも適切に管理されているとは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1652

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月から同年10月まで

私は、昭和60年3月に退職し、会社を設立した頃に国民年金の加入手続を行った。当時、会社設立にお金がかかり、国民年金保険料を一括で支払うことができなかつたため、分割にしてもらい、支払いは妻に頼んだ記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中の昭和60年6月24日に払い出されており、この日付は、申立人が当時設立した事業所の商業登記簿に記載されている同事業所の設立年月日と同日であることから、申立人の国民年金加入手続は、その主張どおり、同事業所を設立した頃に行われたものであることが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする申立人の妻に聴取したところ、申立期間の保険料を納付することとなった経緯について、申立人の説明と同様の供述をしており、申立内容との齟齬<sup>そご</sup>は見られない上、実際の保険料納付時期及び納付場所についても具体的に述べており、その供述に不合理な点も見当たらないことから、申立内容は信憑<sup>びよう</sup>性が高いものであると考えられる。

さらに、申立期間が8か月と短期間であることや、申立人の妻が、自身の国民年金加入期間について、時効のため納付できなかったとする加入当初の2か月を除き、申立期間と同期間を含め国民年金保険料を全て納付していることなどを勘案すると、申立期間の保険料についても納付した可能性は高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月及び同年 11 月

私は、申立期間については専業主婦で国民年金に加入していたが、厚生年金保険への切替えの際、未納期間が生じないように、自宅まで定期的に訪問徴収に来ていた徴収員に国民年金保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については訪問徴収に来ていた徴収員に納付したとしているが、申立期間について申立人と同様に国民年金被保険者であった申立人の前夫も申立期間に係る保険料は未納である。

また、申立期間当時、国民年金保険料の納付は3か月を一期として、一期ごとに行われていたことから、申立期間を含む昭和 57 年度第3期（昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで）についても定期的な納付を行ったとすると、昭和 57 年 12 月の保険料に係る還付が発生するが、申立人は、保険料の還付を受けた記憶は無いとしている上、57 年度第3期のみ申立期間の2か月分だけの納付をした記憶も無いとするなど、申立期間の保険料に係る具体的な供述を得ることはできず、保険料を納付したものとは推認し難い。

さらに、申立人及び申立人の前夫に係る特殊台帳並びに両者が申立期間に居住した市町村の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年5月から同年10月まで

妻は、平成14年6月頃、国民年金保険料が夫婦共に長期間未納であることを知り、社会保険事務所（当時）に電話で相談したところ、その時点では12年4月分の保険料は時効のため納付できないと説明を受けた上で、未納分の納付書を送ってもらった。妻は、定期預金を解約したお金で夫婦の半年分の保険料をまとめて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を定期預金の解約後に納付したとしているが、当該定期預金は平成14年7月4日に解約されており、その時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付した場所として申立人の妻から名前が挙げられた3か所の金融機関について、これら金融機関が保管する平成14年7月前後の保険料納付に係る帳票類を調査したものの、このうち2か所の金融機関においては、申立期間の保険料納付に係る帳票類は見当たらなかった上、1か所の金融機関においては、当該期間の個人の保険料納付に係る帳票類は無いとしており、申立期間の保険料納付を裏付ける帳票類を確認することはできなかった。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていたことから、年金記録管理に過誤が生ずる可能性が低い期間である上、申立期間の保険料を納付したとする時期は、保険料の収納事務が国に一元化されたことにより、記録漏れ、記録誤り等が考え難いとされる14年4月以降の期間である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から同年10月まで

私は、平成14年6月頃、国民年金保険料が夫婦共に長期間未納であることを知り、社会保険事務所（当時）に電話で相談したところ、その時点では12年4月分の保険料は時効のため納付できないと説明を受けた上で、未納分の納付書を送ってもらった。私は、定期預金を解約したお金で夫婦の半年分の保険料をまとめて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を定期預金の解約後に納付したとしているが、当該定期預金は平成14年7月4日に解約されており、その時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付した場所として申立人から名前が挙げられた3か所の金融機関について、これら金融機関が保管する平成14年7月前後の保険料納付に係る帳票類を調査したものの、このうち2か所の金融機関においては、申立期間の保険料納付に係る帳票類は見当たらなかった上、1か所の金融機関においては、当該期間の個人の保険料納付に係る帳票類は無いとしており、申立期間の保険料納付を裏付ける帳票類を確認することはできなかった。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていたことから、年金記録管理に過誤が生ずる可能性が低い期間である上、申立期間の保険料を納付したとする時期は、保険料の収納事務が国に一元化されたことにより、記録漏れ、記録誤り等が考え難いとされる14年4月以降の期間である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。